

綾瀬市地域防災計画等改訂業務委託プロポーザル実施要領

1 趣旨

この要領は、綾瀬市地域防災計画等改訂業務委託のプロポーザル方式による委託先の選考等に関し、必要な事項を定めるものとする。

2 業務の概要

- (1) 業務名称 綾瀬市地域防災計画等改訂業務委託
- (2) 業務内容 別添「綾瀬市地域防災計画等改訂業務委託仕様書」のとおり
- (3) 契約者 綾瀬市
- (4) 契約期間 契約締結日の翌日から令和9年3月31日まで
- (5) 予算限度額（予定）
 - 令和6年度 10,036千円（消費税及び地方消費税を含む。）
 - 令和7年度 12,044千円（消費税及び地方消費税を含む。）
 - 令和8年度 15,619千円（消費税及び地方消費税を含む。）

3 参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件を全て満たしている者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 綾瀬市入札参加資格者資格停止要綱に基づく資格停止措置がされていないこと。
- (3) 納期限の到来した国税、都道府県税及び市町村税を完納していること。
- (4) 綾瀬市暴力団排除条例（平成23年綾瀬市条例第9号）第2条第2号から第5号に掲げる暴力団及び暴力団経営支配法人等に該当しないこと。
- (5) 神奈川県暴力団排除条例（平成22年神奈川県条例第75号）第23条第1項または第2項の規定に違反していないこと。
- (6) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始の申立及び会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始の申立がないこと。

(7) 令和6年度綾瀬市入札参加者名簿に営業種目「調査業務委託」又は「その他の業務請負等委託」で登録されている者であること。

(8) 過去5年以内に地方自治体において、次のいずれかの策定又は改訂の業務実績があること。ただし、グループを形成する場合で、代表企業に実績があり、グループ内に運営の実績がある場合はこの限りではない。

- ア 地域防災計画
- イ 業務継続計画
- ウ 受援計画
- エ 国民保護計画
- オ 防災マニュアル

4 実施スケジュール

公募から事業者選定までのスケジュール（概要）は次のとおりです。

内容	期間等
実施要領等の公表（市ホームページ等に掲載）	令和6年4月1日（月）
質問の受付（電子メール）	令和6年4月10日（水）17時まで
質問への回答（ホームページ上で公開）	令和6年4月15日（月）17時まで （質問に対する回答を順次掲載）
参加申込書の提出 （持参もしくは郵送）	令和6年4月10日（水）から 4月22日（月）17時まで
提案書等の提出（持参または郵送）	令和6年4月23日（火）から 5月10日（金）17時まで
一次審査	令和6年5月13日（月）から5月15日（水）まで 審査結果は、5月16日（木）17時までにすべての参加事業者に電子メールで通知。
二次審査	令和6年5月23日（木）
選定結果の通知・公表	令和6年5月24日（金）以降
契約締結	令和6年6月3日（月）以降

5 提案者向け説明会

本プロポーザルに関して提案者向け説明会は実施しない

6 質問の受付

本件に関し質問がある場合は、次のとおり所定の様式を提出すること。

(1) 受付期間

令和6年4月1日(月)から4月10日(水)17時まで

(2) 提出方法

「質問票(様式1)」を電子メールに添付する方法で提出。メールの表題は「プロポーザルに関する質問(事業者名)」とし、メール送信後は、受信確認のため、事務局へ電話連絡をすること。

(3) 回答方法

4月15日(月)17時までに、市ホームページで随時掲載する。

7 参加申込み

(1) 受付期間

令和6年4月10日(水)から4月22日(月)17時まで(必着)

(2) 提出方法

所定の様式を事務局宛に持参もしくは郵送で提出。

(3) 提出書類

ア 参加申込書(様式2)

イ 暴力団又は暴力団員等と関係していない旨の誓約及び情報照会に関する同意書(様式3)

ウ 納税証明書(直近の事業年度分)

(ア) 法人税、消費税及び地方消費税について未納の税額がないことの証明書(国税通則法施行規則別紙9号書式その3の3)

(イ) 神奈川県 の県税に係る納税証明書(神奈川県からの課税がある場合のみ)

(ウ) 綾瀬市の市税に係る納税証明書(綾瀬市からの課税がある場合のみ)

エ 履歴事項全部証明書(登記簿謄本)(3ヵ月以内に発行されたもの)

8 提案書等の提出

(1) 受付期間

令和6年4月23日(火)から5月10日(金)17時まで(必着)

(2) 提出方法

提案書等に必要事項を記入し、事務局宛に持参もしくは郵送により提出。

(3) 提出書類

ア プロポーザル届出書(様式4)

イ 業務経歴書(様式5)

ウ 業務経歴書(様式5)で記入した業務実績が確認できる書類

エ 業務実施体制・配置予定者調書(様式6-1~6-3)

オ 提案書(様式7-1)

カ 工程表(任意様式)

業務の着手から完成までの業務スケジュールを記載すること。

キ 見積書(任意様式)

内訳を含めること。

ク その他、補足説明資料がある場合は、任意様式で提出

グループを形成して参加する場合、イからエまでの書類は事業者ごとに作成してください。

(4) 提出部数等

・ 原本(社名等記載有)1部

・ 副本(社名等記載無)9部

・ 提案書のPDFデータ

原本、副本はそれぞれ製本(ファイル等で綴じる)したものを提出。

参加申込書を提出した場合であっても、提案書等を提出しない限り、プロポーザルへの参加は不可とする。

(5) 提案書等の作成に当たって

提案書の様式、記載事項などについては、綾瀬市地域防災計画等改訂業務委託提案書作成要領(様式7-2)に従い作成すること。

(6) 参加を辞退する場合

参加申込書の提出後に参加を辞退する場合は、提案辞退書（様式 8）を事務局に提出すること。

9 受託候補者の選定手順

綾瀬市職員で構成する「綾瀬市地域防災計画等改訂業務委託事業者選定委員会」（以下、「委員会」という。）で、参加事業者からの提案内容等を審査し、受託候補者を選定する。

(1) 審査方法・選定等

ア 参加事業者から提出された提案書等に対し、評価基準に基づき、事務局で一次審査を実施する。

イ 参加事業者が 4 者以上の場合は、一次審査結果の上位 3 者を二次審査の対象とする。

ウ 一次審査結果は、令和 6 年 5 月 16 日（木）17 時までにすべての参加事業者へ電子メールで通知する（ホームページ上での公開はしない）。

エ 一次審査通過事業者に対し、委員会による二次審査を行う。

オ 二次審査は委員会の各委員が提案書等とプレゼンテーションの内容について、評価基準に基づき採点を行い、一次審査の点数と合計する。

カ オで最高点を獲得した事業者を受託候補者として選定する。審査の結果、点数が同点であった場合は、委員会の委員長が決定する。

(2) 一次評価基準

評価項目	評価基準	配点
実績	直近 5 年以内における地域防災計画、業務継続計画、受援計画及び国民保護計画の改訂又は策定実績	10
人員体制・業務経験	業務の遂行に十分な人員体制がとられており、業務責任者、担当者に十分な業務経験があるか。	10
見積書	提案内容と見積が妥当か。予算額を超えていないか。	10
スケジュール	行程ごとに具体的な作業内容や目的が示されており、現実的な工程となっているか。	10
	合計	40

(3) 二次評価基準

評価項目	評価基準	配点
的確性	本市の現状や課題を的確にとらえているか。また、災害の教訓を踏まえた内容となっているか。	30
実現性	具体性があり、円滑に業務を遂行できる内容（方針、構成、役割分担、柔軟性等）となっているか。	20
アピールポイント	仕様書に示した水準を超える点、新たな視点等が含まれているか。	20
提案内容	説明のわかりやすさ。	10
理解度	業務責任者、担当者の業務に対する理解度が十分か。	10
質疑	質問に対して適切に回答したか。	10
	合計	100

(4) 結果通知

令和6年5月24日（金）以降に、すべての二次審査参加者にプロポーザル審査結果通知書により通知するほか、本市のホームページ上で公開する。なお、審査内容については、いかなる問い合わせにも応じない。

(5) 契約の締結

審査の結果により、最高得点者が受託候補者となり、業務の内容及び仕様について本市と協議を行い、契約を締結する。

なお、受託候補者との協議が不調になった場合、次順位である者を受託候補者として契約交渉を行うことができるものとする。

(6) 参加者が一提案者のみの場合

審査において、委員会がプロポーザル実施要領、仕様書等を満たすと判断した場合は、その一提案者を受託候補者として決定する。

10 二次審査

一次審査を通過した参加者に対して、次のとおり二次審査を実施する。

(1) 開催日

令和6年5月23日(木)

(2) 会場・時間

令和6年5月16日(木)17時までに、一次審査の結果とともに電子メールで通知。

(3) 出席者

4名以内

(4) 実施方法等

提案書に基づくプレゼンテーション。なお、プレゼンテーションは、本業務の管理責任者及び担当者となる者が必ず出席すること。

ア 20分以内のプレゼンテーションの後、質疑応答を15分程度行う。

イ パソコンを使用する場合は、各事業者で用意すること。プロジェクター(HDMIケーブル)及びスクリーンについては、事務局において用意する。

(5) その他

ア プレゼンテーションに参加できない場合は、審査の対象から除外する。

イ 資料等から社名が特定できないように注意すること。

ウ プレゼンテーションでの説明内容及び質疑に対する回答の内容は、特に説明のない限り、提案額の範囲内で実現可能であるものと判断する。

11 参加者の失格

次のいずれかに該当する場合は、失格となる。

(1) 提出期限を過ぎて提案書類が提出された場合

(2) 提出書類に虚偽の記載があった場合

(3) 会社更生法等の適用の申請など、契約の履行が困難と認められるに至った場合

(4) 審査の公平性を害する行為があった場合

(5) 前各号に定めるもののほか、提案に当たり著しく信義に反する行為等、委員会
が失格であると認めた場合

12 その他留意事項

- (1) 本業務について、十分な業務遂行能力を有し、適正な執行体制を有すること及び本市の指示に柔軟に対応できること。
- (2) 本件に参加する費用等は、全て参加者の負担とする。
- (3) 書類提出後の修正又は変更は認めない。
- (4) 提出書類の著作権は参加者に帰属する。ただし、本市が本件の報告、公表等のために必要となる場合は、提出書類の内容を無償で使用できるものとする。
- (5) 提出された書類は返却しない。
- (6) 本件に係る情報公開請求があった場合は、綾瀬市情報公開条例に基づき、提出書類を公開する場合がある。
- (7) プロポーザルは、提案の選定を目的に実施するものであり、契約する業務においては必ずしも提案内容に沿って実施するものではない。（綾瀬市の指示のもと変更又は修正を加える場合がある）。
- (8) 提案書の記述に、特許権など法律に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果、生じた責任については、参加者が負うものとする。
- (9) グループを形成して参加し契約を締結した場合、グループ構成員の全部又は一部の事業者が本業務に携わらないことは認めない。
- (10) この要領に定めるもののほか、必要な事項については委員会が定める。

13 事務局（問い合わせ先）

綾瀬市市長室危機管理課 危機管理担当（綾瀬市役所事務棟 2 階）

所在地：〒252-1192 神奈川県綾瀬市早川 5 5 0 番地

電話：0467-70-5641（直通）

F A X：0467-70-5701

Eメール：wm.705641@city.ayase.kanagawa.jp

ホームページ：<https://www.city.ayase.kanagawa.jp/>